- 〇 「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26~28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、 障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。
 - (1)都道府県レベルにおける活動支援(県内の相談支援、人材育成等)
 - (2)ブロックレベルにおける広域支援(実施県・未実施県の支援、ブロック研修等)
 - (3)全国レベルにおける支援(全国の情報収集・発信、ネットワーク体制の構築等) [実施主体] 社会福祉法人、NPO法人、美術館等 (実施団体は、都道府県の推薦を受けた上で、公募により選定) [補 助 率] 定額(10/10相当)
- 平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

<事業展開イメージ> 県内における活動支援 都道府県 実施県 未実施県 レベル (15ヶ所程度) 各県に対する支援(未実施県含む) ブロック レベル 東北ブロック 関東ブロック 担当 担当 (7ヶ所程度) 全国レベル 連携事務局 (1~2ヶ所)

障害者芸術文化活動普及支援事業の概要

- ○「障害者の芸術活動支援モデル事業」(平成26~28年度実施)で培った支援ノウハウを全国展開することにより、 障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。
- 平成29年度以降は、美術作品のみならず、演劇、音楽等の舞台作品に対する支援体制の充実を図る。

1. 対象事業等

容

箇所

(1) 都道府県レベル

障害者の芸術文化活動(美術、演劇、 音楽等)を行う事業所を支援する「支援 拠点」を設置し、次の事業を行う。

- ア 県内における事業所に対する相談支援(支援方法、著作権保護、鑑賞支援等)、支援者の人材育成、ネットワークづくり、展示会の開催等
- イ 事業実施計画や進捗状況の確認、事 業実施の協力を行う協力委員会の設置
- ウ 芸術作品を制作する障害者や作品の 調査・発掘、専門家による評価や企画 展による発信等の実施

(2) ブロックレベル

各支援拠点をブロック単位で支援する「広域支援拠点」を設置し、次の事業を行う。

- ア 実施県の支援拠点に対する相 談支援、情報提供等
- イ 未実施県の障害者や障害福祉 事業所等に対する相談支援等
- ウ 事業所育成、人材育成のため のブロック研修
- エ ブロック内の状況把握、ネットワーク体制の構築

(3)全国レベル

各広域支援拠点を横断的に支援する「連携事務局」を設置し、次の事業を行う。

- ア 広域支援拠点に対する支援
- イ 広域支援拠点間の連絡調整、情 報共有、意見交換等の実施
- ウ 全国の情報収集・発信、ネット ワーク体制の構築
- エ 全国の成果報告のとりまとめ、 発信等
- オ 障害者団体等との連携

(箇所数) 7ヶ所程度

(箇所数) 1~2ヶ所

(箇所数) 15ヶ所程度

2. 実施団体の選定の流れ

外部有識者から構成される『評価委員会』において総合的な 評価を行い、予算の範囲内で実施団体を決定 (都道府県レベルでの実施団体は、都道府県からの推薦を予定)